

論文

# 社会的な救済の対象としての「犯罪被害者」

——60・70年代の日本の被害者学と補償論の考察から——

大谷 通高\*

## 1. はじめに

今日の社会の犯罪被害者<sup>1</sup>の支援や対策に対する高い関心は、犯罪被害者らの活動によるものといえる<sup>2</sup>。これまで犯罪被害者は、自らの複雑で多様な心情や想いをさまざまなメディアを通じて語り、社会に犯罪被害者への対策をもとめるように活動してきたことで、犯罪被害をめぐる問題に社会的関心が向けられその対策がなされるようになっていった。

施策を要求する際の犯罪被害者の在り様は、政治的に構築されたものである。犯罪被害者は自らの複雑な心情や想いを政治的な主義・主張へと練成し活動する。そうしたいくつかの犯罪被害者の主義・主張の中から、ある特定の主義・主張が偶発的な社会的諸契機を経ることで「正当なもの」として編成され、そこから特定の「犯罪被害者」像が立ち現れていく。こうしたある特定の「犯罪被害者」像がマスメディアの報道などを通じ社会に浸透することで、犯罪被害者の多様な想いや心情が狭められ（坂上 [2004]）、それに伴い犯罪被害者の対策・救済の実践やその理念も、特定の犯罪被害者に配慮したものへと縮減されることになる。

論者の研究課題は、そうした犯罪被害者の多様性が縮減していく社会的な契機を明らかにし、多様な犯罪被害者の在り様に配慮した対策の実践とその理論的前提を考究し提示することにある。犯罪被害者の多様性が縮減する経緯を考察するための端緒として、本稿ではまず、学問領域のなかで犯罪被害者がどのように扱われてきたのかを考察する。本稿は、犯罪を扱う学問領域において犯罪被害者が社会的な救済の対象として基礎付けられる1960・70年代に限定し、その当時の学の領域の中での犯罪被害者がどのように語られてきたかを考察する。

現在の犯罪被害者に関する研究は、犯罪被害者の被害実態の把握につとめ、それへの支援・対策の必要性を主張することを目的としたものが多い。それは今後犯罪被害者の救済を講じていく上で必要不可欠なものである。しかし、それらの研究では上述の問題意識にある犯罪被害者の多様性が縮減されていく社会的文脈を捉えることができない。なぜなら、それらの研究において犯罪被害者の救済が社会にとって必要なことであることが自明とされており、その救済が必要とされた社会的な文脈を主たる考察の対象としていないためである。

本稿では犯罪被害者が社会的な救済対象として基礎付けられる経緯を社会学的な視座から検討することを目的としている。この研究によって、犯罪被害者の救済が国家や社会とどう結び付けて語られてきたか、そしてその国家や社会との関係において何が犯罪被害者の救済として語られてきた／語られてこなかったのかを明らかにする視座を提供することができる。その意味において本稿の論題は、社会的にも学問的にも一定の意義をもちうる。

日本において、学問領域のなかで犯罪被害者が社会的な救済の対象として基礎付けられた契機として、70年代に刑事政策学で議論された犯罪被害者の補償論がある。そこで、まず論者の立場を明確にする意味からも本論で扱う「社会的な救済対象」の意味について説明しておく。本稿における犯罪被害者の補償論とは国家による犯罪被害者の金銭的な救済制度を論じたものであるが、その補償論の議論を経て設立された制度として1980年の「犯罪被害者等給付金支給法」（以下、犯給法）がある。この制度における犯罪被害者の救済は、「補償」という国家が犯罪被害の責任のすべてを担いそれを償う形のものではなく、「給付」という国家による償いというものでもなく、一時的見舞金という同情的な意味を持つ救済である。そのためこの犯給法が、犯罪被害者を完全な社会的な救済対象として位

---

キーワード：犯罪被害者、被害者学、犯罪被害者の補償、社会的救済

\*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2005年度入学 公共領域

置づけているとはいえない。しかし、第三者機関としての国家が、犯給法によって犯罪被害者の救済をおこなったという意味においては、犯罪被害者を社会的な救済対象としてみることも可能である。前文の限りにおいて、本稿では補償論・犯給法犯罪被害者を社会的な救済対象として位置づけて論じていくことにする。

本稿では、まず補償論以前の（つまり社会的な救済の対象として見られていない60年代当時において）犯罪被害者が学問領域においてどう位置づけられていたかを明らかにする。そのさいに被害者学という学問領域に照準を当てる。被害者学は、1960年代において犯罪被害者を主たる研究の対象として考察し、犯罪学や刑事学、刑事政策学を隣接科学とする学問領域である。その1960年代当時の被害者学の研究を見ていくことで、当時の学問領域における犯罪被害者の位置づけを考察する。そして次に70年代に登場した犯罪被害者の補償論に照準を当て、補償論の動向と論点を概観していくことで、犯罪被害者がどのようにして社会的な救済の対象として基礎付けられたかを検討し、そこから学の領域における犯罪被害者の位置づけがどう変化したかを考察する。

## 2. 被害者学

### (1). 被害者学

「被害者学」は、1956年にメンデルソンが独立科学として提唱した学問である<sup>3</sup>。犯罪学・刑法学・刑事政策学・社会学・心理学・精神医学などの多領域の研究手法を用いて、被害事象をとりまく人的・自然的環境の相互作用過程を分析し、被害状況の発生原因と実態の解明を図ることで、被害予防・被害者対策・支援などの政策提言をすることを目的としている。本章では社会的な救済の対象として現れる以前の犯罪被害者の特徴を知るために、1960年代の被害者学の研究を扱う。

なぜ、60年代の被害者学の研究をあつかうのか。その理由に、被害者学が70年代以前の段階で主要な研究の対象として犯罪被害者を扱っていたことがあげられる。社会的な救済対象として現れる以前、犯罪被害者がどのように捉えられ考察されていたかを窺い知るには、60年代の被害者学の研究を概観する必要がある。

日本において初めて被害者学を体系化した宮澤は、被害者学の誕生の経緯を犯罪学と関連させて説明している。1950年代当時の犯罪学は、犯罪者の生物学的因子や環境的要因の考察から、犯罪事象の解明を考究していた。しかし、犯罪事象の片方の要素である犯罪者を考察しただけでは犯罪事象は解明されないとの指摘から、被害者の方にも科学的考察をすることで犯罪事象を解明しようとしたことが被害者学の誕生の契機とされている。そして1956年にメンデルソンがその論文の中で、犯罪学とは独立した学問として「被害者学」を提唱したことで、被害者学は独立した研究領域として確立された。これまでの被害者学は、犯罪の被害に限って研究が進められてきたが、メンデルソンの被害者学は、そうした従来の被害者学の研究とは異なり、他の自然災害や交通事故などの被害も分析対象とし、それら被害の予防対策を講じることを目的に設定していた。分析対象の拡充を基点に犯罪学との差異化を図った。

我が国において1960年代の被害者学は、犯罪被害者を他の領域より先んじて研究対象に取り入れ、犯罪学とは異なる犯罪原因の解明と予防策を考究しようとした。現在の被害者学の研究の多くは犯罪被害者の事後救済を目的もしくは前提としているが、60年代の被害者学研究は犯罪被害者を犯罪発生の要因として捉え、その解明と犯罪予防を研究の目的としていた<sup>4</sup>。それらの研究は犯罪被害者の事後救済を目的としておらず、その対策についても論じてはいなかった。次節では60年代当時の日本の被害者学の研究を概観することで、その当時の犯罪被害者の特徴を把握する。

### (2). 60年代の被害者学研究

日本の被害者学は、1958年に中田修 [1958] がメンデルソンの論文を和訳したことが、その始まりとされている。60年代の日本の被害者学の研究は、多元論的原因論的観点から、加害者と被害者の相互作用関係に注視し、数的データを用いて犯罪被害者の被害誘発要因を評価したものが多い。

60年代の日本の被害者学は、被害者の有責性の実証や、被害者側の犯罪誘発要因の摘出・類型化など、被害者を犯罪の一因子としてとらえる観点から研究が進められてきた。ここでは、70年に公刊された被害者学研究の論文集

『犯罪と被害者 1巻』に掲載された、60年代の被害者研究のいくつかを紹介する<sup>5</sup>。

樋口 [1960] は近親殺人のケースを研究対象とし、統計データをもとに、事件ケースの類型化を図り、被害者と加害者の関係、両者の性格に注視しながら、事件の発生要因を被害者の側から分析している。近親殺人では、実子殺しのケースの被害者を分析した阿部・福水 [1961] の研究がある。阿部・福水はメンデルソンの被害者研究の意義と被害者学的視点に刺激を受けて、近親殺人のケースの加害者／被害者の家族歴・生育歴、犯行当時の状況を心理的観点から分析し、犯罪の成立因子、それへの評価を検討している。

粗暴犯をケースにその被害者を分析したものとして、安部・亀井・今村・山中 [1961] の研究がある。粗暴犯の被害者に調査を実施し、そのデータをもとに被害者特性を考察している。まず、被害者を業者、個人、刑事グループの三つに分け、これら被害者への面接を通して、被害者の地理的状況（居住地、被害にあった場所など）、年齢、被害者の被害を認知する期間を、被害者側の犯罪の誘因性と関連させて分析している。

また、山岡 [1964] は、メンデルソンの有責性の類型に依拠し、対象とした対人犯罪の被害者がその有罪性の類型に分類された際に、各種犯罪にどのような関連性を示すかを検討している。殺人犯罪と性犯罪のケースを対象に、裁判記録のデータから、被害者の被害誘発要因を解明しその有罪性について考察している。

これらの研究は、各犯罪ケースの総数から犯罪被害者の特殊性（被害時の年齢や性別、職業、時期や時間帯、アルコールの摂取の有無など）の項目の割合を算出し、その度合いの高いものを有責性・誘発性が高い項目として評価していた。これらの研究の特徴として、適正な裁判運用や犯罪予防といった刑事政策的目的観を有すること、加害者と被害者間の刺激－反応図式的な相互作用する関係に注目すること、被害者側から犯罪事象の生成因子を考察することが挙げられる。これらの研究からもわかるように、60年代の被害者学は犯罪予防の科学であり、犯罪被害者は犯罪を生成する要因であった。その限りで、被害者学は被害回復の科学ではなく、犯罪被害者を救済の対象として捉えておらず、犯罪被害者の被害後に生じる諸問題や、その事後的な救済について関心を持っていなかった。

### (3). 60年代の犯罪被害者の位置づけ

これらの60年代の研究の傾向からわかる犯罪被害者の位置づけの特徴として、第1に犯罪被害の原因として犯罪被害者が位置づけられていたことがある。犯罪事象の発生原因が犯罪被害者の特徴（性格や生来的な特質など）に求められており、その限りで犯罪被害者は犯罪の原因として位置づけられていた。第2に固有の犯罪事象の枠組みから犯罪被害者が捉えられていた。固有の犯罪事象が加害者／被害者間において発生するものとして捉えられており、その発生過程の一つとして犯罪被害者がいた。つまり、そこでは犯罪事象自体に主軸がおかれ、それに関連する者として犯罪被害者がいた。そのため、その枠組みにおいては犯罪事象に直接関与したもの以外は入り込む余地がない。第3に法システムの運用の要素として位置づけられてきた。刑事司法のシステムを適正に運営するためには、犯罪事象を適正に見極める必要があり、犯罪発生の一要因である犯罪被害者はその制度の適正な運営の要素として位置づけられていた。第4に犯罪の原因を帰責する対象として犯罪被害者が位置づけられていたことがある。犯罪発生の原因となる要素を犯罪被害者の特徴から抽出し、それがどの程度、犯罪発生に関与したかが問題とされた。

60年代における犯罪を扱う学問領域において犯罪被害者は上述の4点の位置づけがなされていた。しかし、70年代以降、犯罪被害者を犯罪原因としてみる見方と異なるものが登場する。その契機として補償論がある。この補償論は、国家による犯罪被害者の金銭的な救済を議論したものであるが、次節では我が国における補償論の議論を概観することで、そこから犯罪被害者がどのようにして社会的な救済の対象として基礎づけられていくかを明示していく。

## 3. 補償論

### (1). 日本の犯罪被害者の補償論の動向

まず、ここでは1970年代までの日本の補償論の動向を概説する。

日本ではじめて被害者補償を論じた法学者は牧野 [1897] (明治32) であった。牧野 [1897] [1907] は、犯人に

よる被害賠償の強化を提唱しつつ、被害者の国家救済を訴えており、その論旨は近代学派に依拠していた<sup>6</sup>。近代において初めて被害者救済の必要性を訴え、国際世論に影響を与えてきたのは、近代学派の学者達とされている。とくにイタリア実証学派のロンブローゾ、ガロファロ、フェリーといった面々は、それぞれが被害者救済の必要性を唱えている。なかでもフェリーは基本的指標に、不定期収容、損害賠償、各種犯罪者に対する防衛手段の選択の三つを据え、被害者が受けた害悪の賠償に、犯人への刑罰の一つとして損害賠償命令を実践すること、それにより被害者の利益および社会正義の実際効果を得られるとして、国家の損害賠償の実施を主張していた。

この時期での被害回復は、加害者と被害者の当事者による問題としつつも、刑罰の観点から被害回復を論じており、その限りにおいて刑事司法の領域の問題として扱っている。国家は予防義務の責任において、その二者間を仲介する機関として位置づけられている。牧野がこの問題を論じたのは、1890年代の近代学派の補償論の潮流があったようだ。

その後、昭和に入り、戦後にいたるまで2～3の論文が登場している。それらの論文の主張は主に近代学派の提唱に依拠しながら、被害者補償の必要性を主張している（常盤 [1931] 正木 [1935] など）。その主張は国家補償の必要性を前面にしたものではなく、個人責任を前提とした賠償方法であり、加害者に被害者の損害賠償をはからせる損害賠償命令の強化を論ずるものであった。

この後、戦争をへて、人権保障を中心とする憲法および刑事訴訟法へと改正されたのを契機に、被疑者・被告人・一般市民の人権確立を目的とした法秩序が整備されるようになる。このため、被疑者・被告人の人権に抵触する犯罪被害者の被害回復の問題がタブー化し、議論が沈静化した<sup>7</sup>。

1960年代は諸外国で犯罪被害者の補償制度が整備されはじめた時期である<sup>8</sup>。しかしこのとき、日本では外国の補償論の動向を紹介することに労力が費やされており、制度の必要性や、日本での運営を見越して補償制度の理論的根拠や目的などを各種社会保障制度との関係を踏まえて議論するといった立法化を見据えた議論はなされていなかった。こうした世界的な動向が1960年代の日本の刑事政策学の領域の中で紹介された<sup>9</sup>。

日本で犯罪被害者の補償が本格的に論じられ始めたのは、70年代に入ってからである。1970年代にはいと、高度経済成長期のなか、社会福祉政策が大きな課題となるとともに、公害問題を中心とした企業災害の救済が法律上の緊急問題として浮上してきた。こうした社会的な被害救済の動向と国際的な犯罪被害者の救済の動向を受けて、犯罪被害者の補償制度の必要性を訴える論文も登場している（藤木 [1970] 小川 [1974] など）。また、1973（昭和48）年には、日本刑法学会秋季大会のなかで「被害者学と被害者補償」（刑法雑誌20巻2号）と題する共同研究が持たれ、初めて日本の学術大会のなかで被害者補償が論じられている。

本格的に立法化に向けて議論されるようになるのは1974年に起きた「三菱重工ビル爆破事件」<sup>10</sup>以降である。この事件により犯罪被害者の実態がマスメディアを通じて広く知られることになり、犯罪被害者の事後救済に対して社会的関心が高まった。この事件後、各方面で立法化をめざした動きが生じる。1974年の10月には市民側からは「被害者補償制度を促進する会」が発足し、国に対して犯罪被害者の補償制度設立をもとめる活動が展開された<sup>11</sup>。また国家サイドでは1976年から関連省庁において犯罪被害者の被害後の実態調査が行われ<sup>12</sup>、刑事政策学の領域では立法化に向けた議論がなされた。また、1974年以降には補償制度の設立を見据え、制度の必要性や補償制度の理論的根拠、制度目的といった論考がいくつか見られる（大谷 [1976] [1977] 齊藤 [1975] [1977] 藤永 [1975] など）。次節ではその当時論じられた制度の必要性やその理論的根拠、その目的といった論点を検討することで、犯罪被害者が社会的な救済の対象として基礎付けられていく過程を検討する。

## （2）補償論の論点

### 補償制度の必要性

補償論の論点となっていたのは補償制度の必要性、理論的根拠と目的であるが、まずここでは犯罪被害者の補償制度の必要性を概説する。制度の必要性の観点からは、①犯罪被害について損害賠償の制度が機能していないこと、また損害賠償が機能しない領域では他の社会福祉制度が設けられているのに、犯罪被害者にはそれがなく、不均衡が生じていること、②刑事政策上で犯罪者と被害者の間でその処遇に不均衡が生じていることの2点がある。

①の問題については不法行為法の形骸化が論じられた。人為的災害や社会的災害に対しては、損害を被害者に負

担させることなく、不法行為制度によって原因者に損害の補填を行わせて被害者を救済してきた。また、その損害賠償制度が機能し得ない部分においては国の不法行為法に替わる制度を導入することで補填してきた。以下にその内容を具体的に記そう。

犯給法制定以前の犯罪被害の回復手段は、加害者である犯人が行うのが大原則であった。犯罪行為により被害を受けた者または遺族は、民法709条の不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うのが原則であった。また民法714条には未成年や精神障害のために責任能力がないとされる者の不法行為に対して、責任無能力者の親や監督義務者などの責任に基づき、親権者（民法820条）や保護義務者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条、21条）などに対して損害賠償請求ができることが記載されている。民法上の不法行為制度によって金銭的に換算し、加害者の責任でもって被害者の損害を回復させ、それを被害者の救済とするのが伝統的な犯罪被害者の救済方法であった。しかし、犯人の資力が低いために実際的に賠償能力がないこと、また責任能力がなく不法行為法制度の対象となれない場合や犯人不明の場合があることなどの理由によって、従来の民事救済の機能が十分に機能していないことが問題としてあった。また、いくつかの社会的災害や人為的災害については、各種制度（労災、自賠責、生活保護など）があるのに対し、犯罪にはその被害を補償する制度が存在しなかった。三菱重工ビル爆破事件以降、犯罪被害者がこうした制度の不均衡を体現する存在として現れ、これを是正するために被害者補償制度を設立する必要があると論じられてきた<sup>13</sup>。

②の刑事司法における不均衡については、戦後の日本の刑事司法は、憲法および刑事訴訟法改正を中心に人権保障的な法秩序が形成されていた。刑事司法の運用に際しては、一般市民、被疑者、被告人の人権確立を目的とした法秩序の整備がなされた。戦後の刑事司法の課題が犯人サイドの人権保障を軸として展開されており、被害者の問題は論じられることはなく、タブー視されていた。被害者の問題が論じられなかった理由として、被害者と被疑者の権利の不均衡問題が挙げられている。大谷 [1977: 76-77] によると、被害者と被疑者の権利保障が矛盾を招き、被疑者を危険にさらす結果が生じるとされている。被害者の権利を重視すると、一般市民の安全や被害者の権利を確保するために、逮捕・拘留を迅速かつ容易にする必要が生じ、強制処分の要件を緩和する要請が出されるようになる。また量刑に際しては、必然的に加害者の刑罰の加重・強化に結びつく。こうした刑事司法における被疑者・被告人の権利と被害者の権利との緊張関係が、刑事司法の運用を妨げる要素として見られてきた。被疑者・被告人は、その権利が憲法37条により保障されていることから、刑事手続き上で保護の対象となり、いくつかの施策が講じられている。それに対し、被害者は憲法によりその権利が明記されておらず、刑事司法においてそれへの施策は全く講じられていなかった。こうした刑事司法上の権利に対する不均衡から、補償制度の必要性が叫ばれることとなった。

### 制度の理論的根拠と目的

次に被害者の補償制度の理論的根拠であるが、その理論的根拠として、①国には犯罪予防義務があるために国には賠償責任があるとするもの、②社会福祉的政策の一環として国には保証する責任があるとするもの、③国民の相互救済の観点から犯罪のコストを社会成員全体に分担させるものが論じられた（藤永 [1975: 64-66]）。日本では、③の理論的根拠が採用されているように思われるが、その理由については制度の目的を概観しつつ確認していく。

まず理論的根拠を概説する。①の犯罪予防義務の理論的根拠においては、犯罪が起こったということは刑事司法の犯罪予防機能が機能していなかったことを意味し、それは運営する刑事司法の抑止力が問われることになる。その機能が十分に働かなかったこと責任は、国民の自己防衛の能力を制限し、刑事司法の関連機関と制度を運営している国家に求められることになる。しかし、犯罪発生責任のすべてを国家に求めることは困難であるとされた。なぜなら国家に犯罪発生全責任を求めることは、国家による治安維持の強化につながり、市民の自由な生活が脅かされる恐れとなる。また、この責任によって国家の手で補償制度を機能させた場合、この責任問題としての補償は、犯罪被害者と国家の契約上の問題となることから、被害回復の問題を国家と犯罪被害者の二者間の問題へと還元する。契約に即して被害回復が国家の責任に基づいてなされた場合、刑罰を執行する際の加害者の責任が形骸化し、犯罪抑止の効果が薄くなる恐れがある（齊藤 [1975: 43]）。それは刑事司法システムの弱体化を生じさせシステムの不信を招くことになる。上記の問題からこの理論的根拠は支持されえなかった。

次に②の社会福祉的観点からの要請があるが、犯罪被害の補償が国の社会福祉政策の一環としてなされることは、情緒的な側面からの制度運営であって、制度に国の「恩恵」の意味が付属し、犯罪被害者の「権利」の意味が弱くなること（斉藤 [1975: 45]）、国民の税を財源とするに当たり、犯罪被害を難病や災害の被害に優先して補償する正当性の根拠を説明することが困難であることなどの問題があった（大谷 [1977: 109]）。こうした①と②の理論的根拠から生じる問題を回避するために、③の犯罪の社会的コスト化による国民の相互扶助が犯罪被害回復の根拠として打ち立てられた。

この③の犯罪の社会的コスト化の理論的根拠を論じた大谷は、強制加入の保険制度（自賠責保険など）に類似した制度として犯罪被害者の補償制度を位置づけている（宮澤・大谷共編 [1976: 29]）。この理論的根拠では、国民から徴収した税金を犯罪被害の保険料とし、その税金を用いて犯罪被害者の被害回復がなされることになる。ここでは犯罪を社会で一定量発生する不可避のコストとして位置づけることで、誰もが犯罪被害を受けるかもしれないというコストの不可避性によって国民の相互扶助を呼び起こし、犯罪被害を皆で補い合う制度として犯罪被害の補償を論じている<sup>14</sup>。

以上、補償制度の理論的根拠を概説した。ここからは③の理論的根拠を検討しつつ、制度の目的について説明していく。この大谷の社会的コスト化の理論的根拠は、犯罪被害の回復を国や犯罪者の問題として位置づけるものとは別の位相の問題として、つまり犯罪被害を国民同士の問題として位置づけている。これにより、①の問題の一部である国家に犯罪発生全責任を求めることの困難さを回避している。また、この理論的根拠では、補償状況を犯罪の被害に限定することを前提としているために、災害や難病などの被害状況は制度に含まれない。さらに、国民同士が支払った税金＝保険料によって犯罪の被害を補い合うということで、補償の権利が契約に基づいた権利として国民に備わっている。このことから、②の問題である犯罪被害回復の優先性の問題と国家の「恩恵」の意味問題が解決されている。

しかし、この③の理論的根拠においては、犯罪の被害回復の責任が国民全体（納税者全員）に付与されることになり、犯罪行為をおこなった加害者の行為責任の特異性が曖昧になる。また、必要性の箇所でも説明した刑事司法上での処遇の不均衡の問題が浮上してくる。これでは①の問題にあった犯罪者の行為責任の形骸化による刑事司法システムの犯罪抑止効果の弱体化と、それと処遇の不均衡に伴う国民の刑事システムへの不信を招きかねない。こうした刑事政策に関する問題に配慮するためにも、刑事司法の運用に絡めた目的が必要となる。

そこで論じられたのが、刑事司法の信頼獲得という制度目的である。日本は、憲法25条が保障している国民が安全に生活する権利を前提に、国が有害な行動を犯罪として明示し、個人の行動の自由と人身の自由を保障している。国は警察力を用いて事前的に犯罪抑止し、また刑事司法制度によって事後的に抑止する法システムを採用している。安全に生活する権利が明記された憲法25条を上位法に、刑事司法のシステムはそれを保障するために機能している。その保障され守られていた権利が、犯罪により侵害されたことに対し、侵害された被害者の権利の回復ないし社会復帰の手段が講じられないことは、憲法上の法秩序を遵守していないことを意味する。さらに、制度の必要性の箇所でも説明したように、刑事司法において加害者と被害者の処遇に不均衡が生じているという事態もあり、これらのことは法秩序への不信感を生じさせることになる。こうした不信感を除去し、法システムへの信頼を獲得するためには犯罪被害者の補償制度が必要となる。大谷は「この不信感（刑事司法に対する不信感）を除去する必要性は、刑事司法政策上きわめて重要であり、補償制度は、そのための制度的な表現」（大谷 [1977: 101] カッコは筆者付け足し）とし、補償制度が刑事司法にとって必要な制度であることを述べている。

このような補償制度の意味づけは、加害者の行為責任をより重く捉え追及するのではなく、被害者の権利を加害者のそれとは独立させて付与することで、加害者の行為責任の形骸化の問題を曖昧化したまま、刑事司法の問題に配慮したものである。このような刑事司法の信頼獲得という刑事司法制度の合理化を機能させる目的を補償制度に据えることで、犯罪被害者の各種制度における不均衡を是正し、それによって刑事司法の信頼を獲得することができるとされた<sup>15</sup>。これにより③の理論的根拠が採用されることとなった。

以上の理論的根拠と目的から、犯罪被害者の補償制度は根拠づけられたが、上記の論点において犯罪被害者が社会的な救済対象として基礎付けられる契機は2点ある。それは犯罪被害が社会的コストとして位置づけられたことと、国による補償の目的が刑事司法の信頼獲得に据えられたことである。この2点の契機によって犯罪被害の補償の問

題が、被害者個人の問題ではなく、社会的な問題として位置づけられた。社会的なコストとして犯罪被害を位置づけたことで、犯罪被害者だけでなく犯罪の被害を受けていない者も犯罪被害の回復にかかるコストを負担することになった。そして犯罪被害者の補償が刑事司法の信頼を獲得することになり、それが法秩序の維持という社会的な利益に結び付けられた。これら二つの契機により犯罪被害者の補償が個人間の問題としてだけでなく、社会的な問題へと位置づけられ、犯罪被害者は社会的な救済の対象として基礎付けられることとなった。

次章では、この社会的な救済の対象として基礎付けられたことで、犯罪被害者にどのような特徴が付与されたかを考察する。

#### 4. 考察

本章では社会的な救済対象として基礎付けられたことで、犯罪被害者がどのようなものとして位置づけられたかを考察していく。以下ではその主な特徴と、最後に今後更なる考察を要する論点について指摘する。

第1に国家の枠組みの中から語られる存在となったことがある。補償論の議論において国家が犯罪被害者の補償を担うことが根拠づけられ、犯罪被害者の補償が加害者／被害者間の問題としてだけでなく、国家／犯罪被害者間の問題として語られた。犯罪被害の回復が国家を通して語られたことで、国家の枠組みのなかで犯罪被害者が扱われるようになった。

第2の特徴は、犯罪被害者が法秩序の維持の一要素として位置づけられたことがある。これは第1の特徴の国家の枠組みの中で犯罪被害者を捉えることと関連するものである。補償論において、国家が犯罪被害者の補償をする理由に刑事司法の信頼獲得という目的が据えられた。この刑事司法の信頼の獲得という目的において、犯罪被害者の補償は法秩序維持の必要条件として現れる。国家が犯罪被害者を補償しないことが、刑事司法の信頼を失墜させ引いては法秩序を崩壊させる問題として語られた。このように犯罪被害者の補償は、国家の体制を維持することにとって必要不可欠なこととなり、その視座において犯罪被害者は法秩序の一要素として捉えられるようになる。

第3の特徴として、犯罪被害者が被害を受けていない者と包摂されて位置づけられたことがある。補償論のなかで、社会的なコストとして犯罪被害者が位置づけられ、犯罪被害者が被害を受けていない者と同じものとして、つまり犯罪被害者予備軍として語られた。被害を受けていない者と被害を受けた者とが包摂されたことで、犯罪被害者が個人的な問題としてだけでなく社会的な問題としても捉えられるようになった。これは第1・第2の特徴と似ているように思われるがまったく異なるものである。第1・第2の特徴のなかでは、国家と犯罪被害者の関係について言及したのに対し、この第3の特徴においては犯罪被害者と被害を受けていない他の者との関係について言及している。誰もが犯罪被害者になりうるという潜在的な可能性のもとに、犯罪被害者と被害を受けていない者が同じ者として置かれる。

第4の特徴として犯罪被害者が測定・選定される対象となったことがあげられる。国家的・社会的問題として犯罪被害の回復が位置づけられたために、犯罪被害者が測定・選定される対象として現れることとなった。補償論以前は、犯罪被害の回復に関するさまざまな規準（回復の対象となる被害や回復の程度など）は加害者と被害者のあいだで決められるものであったが、補償論以降は、回復の公の規準が決められるようになる。犯罪被害の種類やその内容、回復の程度の度合いが統計的な技術により測定され、被害回復のための基準が設けられるようになり、その基準に即して犯罪被害者が選定されるようになる。

これらの特徴は、「はじめに」で述べた犯罪被害者の多様性が縮減されることと関連する。上述の第1と第2の特徴において、国家的利害（ここでは法秩序の維持）の次元で犯罪被害者が捉えられること、第3の特徴では、社会との関係性から犯罪被害者が捉えられることが明らかになった。ここから、多様性を縮減する契機として国家の利益や社会との関係性があることが考えられる。なぜなら、これらのことは国家の利益の枠や社会との関係のなかに納まるように、犯罪被害者が一律に規格化される契機となる。そのために上記の特徴は犯罪被害者の多様性を縮減させる要素として捉えることができよう。そして第4の特徴は、数値によって犯罪被害者が把握されることを意味しているが、その数値化された犯罪被害者は上述の二つの縮減の要素を枠づけるための基準となる。この基準により、犯罪被害者は選定・分類されることになるが、これはその基準に沿った対象として把握、規格化されることに

つながる。

最後に60年代の犯罪被害者の位置づけと70年代の犯罪被害者の位置づけの連続性・非連続性について考える。それは、60年代の被害者学の研究に対する70年代の補償論の評価を見ることで明らかになる。つまり〈犯罪原因としての犯罪被害者〉の位置づけが、補償論の登場により救済の要素へと転回したことにある。この転回の連続性として、救済の指標に犯罪被害者の犯罪の原因責任が求められたことがある（大谷 [1977:35]）。救済に適する者かどうか、またその救済の程度を評定するために犯罪原因としての被害者が求められた。このことは犯罪原因と救済とが連続したものであることを示している。しかし、この救済の評定の要素として被害者を位置づけることに、転回の非連続性が内在している。救済の評定の要素として犯罪被害者を捉えたと、被害者がその救済を否認する要素として現れる。このことが意味するのは、被害者が救済の評定の要素でしかないということ、それは、被害者が「救済される者」ではなく「選定される者」であるということの意味し、自らが評定の要素である限り、被害者は「救済されるべき対象」として位置づけられない。救済の評定のためには原因者である必要があるが、それは犯罪被害者の救済の権利を自らの手によって否認することになる。これが転回の非連続である。この転回の連続性と非連続性から、犯罪被害者が犯罪の原因者として在ることは、被害者の救済の権利を否認することがわかった。しかし、この点も含めてさらに多様な要因があると考えられるが、これらについてはまた別稿にて検討を期したい。

## 注

- 1 本稿での犯罪被害者は、生命・身体犯の被害者に限定する。犯罪被害者は犯罪の種類に応じて存在するが、本稿の論旨が曖昧なることを恐れ、今回は補償論が対象とした犯罪の被害者に限定した。
- 2 犯罪被害者たちの団体の活動実践については、東 [2006]、少年犯罪被害当事者の会 [2002] を参照。個人的な犯罪被害者の活動については、原田 [2004] を参照。
- 3 被害者学の始祖は、ハンス・フォン・ヘンティッヒ (Hentig, Hans von)、アンリ・F. エレンベルガー (Ellenberger, Henri)、ベンジャミン・メンデルゾーン (Mendelsohn, Benjamin) の3人とされている。特にメンデルゾーンは、独立科学として被害者学を提唱し、現在の被害者学に大きな影響を与えた論者である。日本においてもこの3人の被害者学理論が基礎理論として紹介され、日本の被害者学の研究もこれらの理論をもとに進められてきた。これらの研究の詳細については宮澤 [1966] を参照。
- 4 66年に宮澤が被害者学を体系化した著書が公刊されている。そこで宮澤は「……生ける現実的な存在者としての被害者を、人間間に生起する犯罪現象の中で加害者とともに犯罪行為を形成する要因として理解し、被害者人格の特徴を分析し、類型化すること」(宮澤 [1966:28]) を根拠に被害者学を独立科学として体系化しようと試みている。
- 5 何を被害者学の研究として位置づけるかという問題がある。本稿では、宮澤浩一編『犯罪と被害者』のシリーズの中に編纂されている研究を被害者学研究として紹介している。その理由として、副題に「日本の被害者学」と記述されており、この中に収録された研究は被害者学研究として位置づけられたことが想像できるためである。
- 6 フェリーは、税金を払う国民に対し国は安全を確保することが義務であるとし、それを果たすことができなかった場合に国は、その被害者の損害賠償をせねば、社会正義が実現されず国家存続の危機になると訴えた。フェリーは国家の犯罪防衛義務の観点から被害者の補償を論じていた。
- 7 実務家では戦後、日本弁護士連合会が、1960 (昭和35年) 年11月の第三回人権擁護大会決議において、「国家に対して、この不幸なる被害者の救済のため速やかに損害補償の立法措置を講ずるべきことを要求する」と決議し、国に対し、犯罪被害者の補償のための立法を含む適切な措置をとるよう要望し、この問題を指摘している (大谷 [1977:76-77])。
- 8 1950年代中ごろにイギリスで犯罪被害者の補償に関する議論が高まり、その影響を受けて1963年にイギリス連邦の一員であるニュージーランドが他の諸国に先駆けて人身犯罪の補償制度 (the Criminal Injuries Compensation Act, 1963) を制定した。この影響はアメリカに波及し、ついでカナダ、ヨーロッパへと広がっていった。この時期の各国の動向に関しては、宮澤・大谷共編 [1976]、大谷 [1977] などを参照。
- 9 60年代の各国の立法動向を紹介したものとして、小川・佐藤 [1964]、小川 [1965]、田宮 [1965] などがある。
- 10 1974年 (昭和49年) 8月30日に、極左暴力集団が東京丸の内の上三菱重工ビルを爆破し、死者8名、負傷者380名を出した事件である。この事件は、ビル内部の人だけでなく、周りにいた人たちを巻き込み、大勢の人が無差別に被害を受けた。この事件では、ビル内部にいた被害者には労災などの救済策が機能したが、周りにいた通行人には救済機能が働かず、この実態がマスメディアに報道されることで、犯罪被害者の制度上の不均衡が明かになり、犯罪被害者の救済への社会的関心が高まった。
- 11 被害者の活動団体として、1974年の5月に、法学者である大谷實氏が「被害者補償制度を促進する会」を組織している。同年8月に、

- 「三菱重工ビル爆破事件」が発生し、注3で記述した「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」と合併し、これ以後、犯罪被害者補償制度制定を目指した市民活動が全国規模で展開されることとなる（宮澤・大谷共編 [1976：2]）。
- 12 国の調査としては法務総合研究所の佐藤欣子・佐藤典子・土屋・黒田・風祭 [1976] [1977]、昭和54年度版警察白書 [1979] がある。
- 13 「当初、犯罪被害補償制度は、不法行為制度の形骸化した領域について国がそれを補充ないし実質化する政策を採用している以上、同種の犯罪被害について放置しておくのはいかにも不均衡であり、この不均衡を是正する制度を新設する必要性がある。」（大谷 [1977：90]）
- 14 このように犯罪被害者の補償制度が社会保険制度に見立てられて論じられたが、1980年に成立した犯罪被害者等給付金支給法が現在に至るまで、そのような社会保険的の制度につくり変えられたことはない。
- 15 こうした刑事司法制度上の不均衡を是正するために、1980年代以降に登場する刑事司法上の「二次被害」に関する問題が論じられていく。

## 参考文献

- 東大作 2006『犯罪被害者の声が聞こえますか』、講談社
- 阿部忠夫・福水保郎 1961-「実子殺し被害者の一例」、『犯罪学雑誌』26巻1号、宮澤編 1970『犯罪と被害者 1巻』、成文堂
- 安部北夫・亀井一綱・今村義正・山中一郎 1961「粗暴犯の被害者特性」、『科学警察研究所報告』6号、宮澤編1970『犯罪と被害者 1巻』、成文堂
- 泉屋英樹 1965「対人非行場面における人間関係——強姦保護事件に関する被害者学的考察」、『犯罪心理学研究』2巻1号、宮澤編 1970『犯罪と被害者 1巻』、成文堂
- 小川太郎・佐藤勲平 1964「ニュージーランドにおける被害者補償の新立法」、『罪と罰』1巻3号
- 小川太郎 1965「ニュージーランド1963年犯罪被害者国家賠償法抄訳」、『社会改良』9巻3号・4号
- 小川太郎 1974「刑事政策の国際的動向とわが改正刑法」、『法律のひろば』27巻9号
- 大谷實 1974a「刑事被害補償をめぐる諸問題」、『法学セミナー』231号
- 1974b「わが国における犯罪被害者の実態」、『ジュリスト』575号
- 1976「犯罪被害補償制度の基本問題」、『警察学論集』29巻6号
- 大谷實・宮澤浩一共編 1976『犯罪被害者補償制度』、成文堂
- 大谷實 1977『被害者の補償』、学陽書房
- 大谷實・斉藤正治 1982『犯罪被害者給付制度』、有斐閣
- 小林奉文 2003「我が国における犯罪被害者支援の現状と今後の課題」、『レファレンス』2003年4月号
- 斉藤誠二 1975「被害者補償めぐって（2）」、『法律のひろば』28巻3号
- 斉藤誠二 1977『被害者補償制度の基本問題』、風間書房
- 坂上香 2004「被害者の声を聴くこと——死刑に関する「語り」めぐって」、『現代思想』3月号
- 佐藤欣子・佐藤典子・土屋真一・黒田修生・風祭光 1976「生命・身体犯の被害者等に関する実態調査」——第1報告、『法務総合研究所 研究部紀要』19号、宮澤編 1979『犯罪と被害者—日本の被害者学—3巻』、成文堂
- 佐藤欣子・佐藤典子・土屋真一・黒田修生・風祭光 1977「生命・身体犯の被害者等に関する実態調査」——第2報告、『法務総合研究所 研究部紀要』20号、宮澤編 1979『犯罪と被害者—日本の被害者学—3巻』、成文堂
- 少年犯罪被害当事者の会 2002『話を、聞いてください——少年犯罪被害当事者手記集』、サンマーク出版
- 瀬川晃・奥村正雄 1996「犯罪被害者等給付金支給制度」、宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編『犯罪被害者の研究』所収、成文堂
- 瀬川晃 1998『犯罪学』、成文堂
- 高井康行・番敦子編 2005『犯罪被害者保護法制解説』、三省堂
- 田宮裕 1965「犯罪被害者に対する国家補償——イギリスでの新しい試み」、『判例時報』417号
- 常盤敏太 1931「犯罪の被害者に対する損害賠償問題」、『法学志林』33巻3号
- 中田修 1958「Memdelsohn氏の被害者学」、『犯罪学雑誌』24巻6号
- 1963「被害者学」、『自然』11号
- 原田正治 2004『弟を殺した彼と僕』、ポプラ社
- 樋口幸吉 1960「近親殺人の被害者に関する研究——被害者学への一寄与」、『犯罪学雑誌』25巻6号、宮澤編 1970『犯罪と被害者 1巻』、成文堂
- 平野他 1974「犯罪による被害者の補償」、『ジュリスト』575号
- 藤永幸二 1975「被害者補償制度の問題点」、『警察学論集』、28巻6号

- 牧野英一 1897「犯罪被害者に対する賠償の実際的方法」、『法学協会雑誌』、22巻1号  
\_\_\_\_\_ 1907「犯罪の被害者に対する賠償問題」、『法学志林』、9巻11号  
正木亮 1936「被害賠償の刑事政策的意義」、『刑政』49巻10号  
宮澤浩一 1966『被害者学の基礎理論』、世界書院  
宮澤浩一編 1970『犯罪と被害者－日本の被害者学－1巻』、成文堂  
宮澤浩一 1974「被害者学をめぐる諸問題」、『刑法雑誌』20巻2号  
\_\_\_\_\_ 1976「被害者学の立場からみた犯罪被害者補償制度」、『警察学論集』29巻6号  
宮澤浩一他 1976「第6章 被害者学」、森下忠編『犯罪学演習』、有信堂  
宮澤浩一編 1979『犯罪と被害者－日本の被害者学－3巻』、成文堂  
宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編 1996『犯罪被害者の研究』、成文堂  
宮澤浩一・國松孝二監修 2000『講座 被害者支援 第1巻 犯罪被害者支援の基礎』、東京法令出版株式会社  
村沢真一郎 1981「犯罪被害給付制度（1）」、『警察研究』52巻1号  
山岡一信 1964「対人犯罪における被害者の有罪性について——殺人犯罪と性犯罪に関する被害者学的考察」、『科学警察研究所報告』7号

## Crime Victim as Object of Social Relief: Victimology and Crime Victim Compensation Theory in Japan in the 1960s and 1970s

OHTANI Michitaka

**Abstract:**

The purpose of this paper is to examine the position of crime victims in criminal science in Japan in the 1960s and 1970s. This paper examines their position in 1960s victimology studies and in 1970s arguments, within criminal policy circles, for the compensation of crimes. These two positions are then compared and their features are clarified.

In victimology studies of the 1960s, a crime victim was not an object of social relief but was considered an element of the cause of a crime. A crime victim was considered from the perspective of the criminal act only, as an element in the efficient management of the criminal judicial system and as a person who shares responsibility for the crime.

In the 1970s, arguments for the compensation of crime victims placed a crime victim as an object of social relief. A crime victim was considered from the wider perspective of the state, as an element in the continued maintenance of the criminal judicial system and as a person who encountered the crime; furthermore, the crime victim became an object that is measured by statistics.

**Keywords:** crime victim, victimology, crime victim compensation, social relief

